お客さま各位

阪神電気鉄道株式会社

旅客営業に関する約款の変更について

平素は阪神電車をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

「旅客営業規則」第14条の定めに基づき、下記の通り、旅客営業に関する約款の変更を行いますのでお知らせいたします。

記

1. 変更する約款

「旅客営業規則」、「連絡運輸取扱規則」

2. 変更理由及び変更箇所

神戸電鉄株式会社において発売された連絡回数乗車券の有効期間終了に伴う改正。

(1)旅客営業規則

(第 15 条·第 138 条·第 147 条·第 149 条·第 157 条·第 158 条)

(2)連絡運輸取扱規則

(第25条)

※詳細は「新旧対照表」をご覧ください。

3. 適用開始日

2024(令和6)年8月1日(木)

以上

現行 改正 旅客営業規則 旅客営業規則 (中略) (中略) 第2編 旅客営業 第2編 旅客営業 第1章 通則 第1章 通則 (中略) (中略) 第2節 乗車券類の発売 第2節 乗車券類の発売 (乗車券の種類) (乗車券の種類) 第15条 乗車券の種類は、次のとおりとする。 第15条 乗車券の種類は、次のとおりとする。 (1) 普通乗車券 片道乗車券 (1) 普通乗車券 片道乗車券 (2) 定期乗車券 通勤定期乗車券、通学定期乗車券 (2) 定期乗車券 通勤定期乗車券、通学定期乗車券 (3) 回数乗車券 普诵回数乗車券 (3) 同数乗車券 普诵同数乗車券 時差回数乗車券 土•休日割引回数乗車券 (4) 団体乗車券 (4) 団体乗車券 (5) 貸切乗車券 (5) 貸切乗車券 (中略) (中略) 第4章 回数乗車券 第4章 回数乗車券 (中略) (中略) 第2節 回数旅客運賃 第2節 回数旅客運賃 (回数旅客運賃) (回数旅客運賃) 第 138条 回数旅客運賃は、次のとおりとする。 第 138条 回数旅客運賃は、次のとおりとする。 (1) 6券片の時差回数旅客運賃及び7券片の土・休日割引回 数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を5倍 した類とする。 (2) 11 券片の大人普通回数旅客運賃は、その区間の大人片 (1) 11 券片の大人普通回数旅客運賃は、その区間の大人片 道普通旅客運賃を10倍した額とする。 道普通旅客運賃を10倍した額とする。 (3) 11 券片の小児普通回数旅客運賃は、その区間の小児片 (2) 11 券片の小児普通回数旅客運賃は、その区間の小児片

(中略)

第3節 回数乗車券の効力

道普通旅客運賃を10倍した額とする。

(中略)

(回数乗車券の同時使用)

第 147 条 回数乗車券は、同行する旅客のある場合には、 未使用券片に相当する人員分まで同時に使用することが できる。

(中略)

(回数乗車券が無効となる場合)

- 第 149 条 回数乗車券は、次の各号のいずれかに該当する 場合は、無効とするものとし、当社は当該乗車券の全券片 を回収する。
- (1) 旅客運賃割引証と引換えに購入した割引の回数乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したき。
- (2) 券面表示事項が不明となった回数乗車券を使用したと

第3節 回数乗車券の効力

道普通旅客運賃を10倍した額とする。

(中略)

(中略)

第 147 条 削除

(中略)

(回数乗車券が無効となる場合)

- 第 149 条 回数乗車券は、次の各号のいずれかに該当する 場合は、無効とするものとし、当社は当該乗車券の全券片 を回収する。
- (1) 旅客運賃割引証と引換えに購入した割引の回数乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したき。
- (2) 券面表示事項が不明となった回数乗車券を使用したと

き。

- (3) 第20条第1項の規定により無効となる旅客運賃割引証で 購入した回数乗車券を使用したとき。
- (4) 資格等を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した回数乗車券を使用したとき。
- (5) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (6) 区間の連続していない2枚以上の回数乗車券又は普通 乗車券と回数乗車券とを使用して、その各券面に表示され た区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 旅行開始後の回数乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (8) 次条の規定により証明書等の携行を必要とする回数乗車券を使用する旅客がこれを携行していないとき。
- (9) 有効期間を経過した回数乗車券を使用したとき。ただし、 第146条に規定する場合を除く。
- (10) 当社の承諾を得ないで、回数乗車券の券面に表示され た区間外の区間を乗車したとき。
- (11) 大人が、小児用の回数乗車券を使用したとき。ただし、 第145条に規定する場合を除く。
- (12) 時差回数乗車券を鉄道事業法施行規則第 35 条第1項 に規定する平日の発着時刻で列車を運行する日(以下「平 日」という。)の 10 時から 16 時(最初に改札を受ける時間を いう。)以外の間に使用したとき。
- (13) 土・休日割引回数乗車券を平日に使用したとき。
- (14) その他回数乗車券を不正乗車の手段として使用したと き。
- 2 前項の規定は、偽造(偽装を含む。)した回数乗車券を 使用して乗車した場合に準用する。

(中略)

第6節 回数乗車券を使用する旅客の特殊取扱い (中略)

第3款 任意による旅行の取りやめ (使用開始前の旅客運賃の払いもどし)

第 157 条 第 84 条の規定は、使用開始前の回数乗車券に ついて準用する。ただし、手数料は、11 券片の普通回数乗 車券は 11 券片、22 券片の普通回数乗車券は 22 券片、6 券片の時差回数乗車券は6券片、12 券片の時差回数乗車 券は 12 券片、7券片の土・休日割引回数乗車券は7券片、 14 券片の土・休日割引回数乗車券は 14 券片につき 220 円とする。

(使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第 158 条 旅客は、回数乗車券の使用を開始した後、当該 乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限 って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃から、 使用済み券片数に対する普通旅客運賃を差引いた残額 の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手 数料として、11 券片の普通回数乗車券は11 券片、22 券片 の普通回数乗車券は22 券片、6券片の時差回数乗車券 は6券片、12 券片の時差回数乗車券は12 券片、7券片の 十・休日割引回数乗車券は7券片、14 券片の土・休日割引 き

- (3) 第20条第1項の規定により無効となる旅客運賃割引証で 購入した回数乗車券を使用したとき。
- (4) 資格等を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した回数乗車券を使用したとき。
- (5) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (6) 区間の連続していない2枚以上の回数乗車券又は普通 乗車券と回数乗車券とを使用して、その各券面に表示され た区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 旅行開始後の回数乗車券を他人から譲り受けて使用した
- (8) 次条の規定により証明書等の携行を必要とする回数乗車券を使用する旅客がこれを携行していないとき。
- (9) 有効期間を経過した回数乗車券を使用したとき。ただし、 第146条に規定する場合を除く。
- (10) 当社の承諾を得ないで、回数乗車券の券面に表示され た区間外の区間を乗車したとき。
- (11) 大人が、小児用の回数乗車券を使用したとき。ただし、 第145条に規定する場合を除く。
- (12) その他回数乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造(偽装を含む。)した回数乗車券を 使用して乗車した場合に準用する。

(中略)

第6節 回数乗車券を使用する旅客の特殊取扱い (中略)

第3款 任意による旅行の取りやめ (使用開始前の旅客運賃の払いもどし)

第 157 条 第 84 条の規定は、使用開始前の回数乗車券に ついて準用する。ただし、手数料は、11 券片につき 220 円 とする。

(使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第 158 条 旅客は、回数乗車券の使用を開始した後、当該 乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限 って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃から、 使用済み券片数に対する普通旅客運賃を差引いた残額 の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手 数料として、11 券片までをそれぞれ1回とし、1回につき 220 円を支払うものとする。 回数乗車券は 14 券片までをそれぞれ1回とし、1回につき 220 円を支払うものとする。

(以下省略)

(以下省略)

現行

連絡運輸取扱規則

2013. 4. 1 制 定 2023. 4. 1 最終改正

改正

連絡運輸取扱規則

2013.4.1制定2024.8.1最終改正

(中略)

第2編 旅客営業

(中略)

第4章 回数乗車券

(中略)

(回数乗車券の払いもどし)

- 第 25 条 旅客規則第 157 条及び同第 158 条の規定は、連 絡運輸に係る回数乗車券について準用する。この場合、 旅客は 11 券片の普通回数乗車券は 11 券片、6券片の時 差回数乗車券は6券片、7券片の土・体日割引回数乗車券 は7券片までをそれぞれ1回とし、1回につき 220 円を手数 料として支払うものとする。
- 2 前項に基づき払いもどす当該乗車券が乗継割引普通旅 客運賃適用区間内のものであるときは、同運賃を適用し計 算する。

(中略)

第2編 旅客営業

(中略)

第4章 回数乗車券

(中略)

(回数乗車券の払いもどし)

- 第 25 条 旅客規則第 157 条及び同第 158 条の規定は、連 絡運輸に係る回数乗車券について準用する。この場合、旅 客は 11 券片までを1回とし、1回につき 220 円を手数料と して支払うものとする。
- 2 前項に基づき払いもどす当該乗車券が乗継割引普通旅客運賃適用区間内のものであるときは、同運賃を適用し計算する。

(以下省略)

(以下省略)